

令和3年度 成人用肺炎球菌予防接種費用の助成について

亀山におきましては、下記のとおり肺炎球菌予防接種費用の一部助成を行います。

接種を希望される人は、「肺炎球菌予防接種を受ける前に」を読み、よく理解したうえで接種を受けてください。

【対象者】

接種日に市内に住所を有し、接種日が令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）で、
定期接種の対象とならない人で、医師が予防接種を必要と認めた人（**医師意見書が必要**）

※過去に定期接種を受けたことがある方又は医師意見書を添付し亀山市成人用肺炎球菌予防接種費用助成を受けたことがある方は医師意見書不要です。

【対象ワクチン】

23価肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライドワクチン）

【予防接種および申請受付期限】 令和4年3月31日（木）

※申請期限後の申請受付はできませんので、ご注意ください。

【助成限度額】 3,000円 （接種料金が限度額に満たない場合はその額）

【助成方法】

(1) 接種料金は医療機関に全額支払ってください。

(2) 下記の①②③（郵送の場合は①～④）を長寿健康課健康づくりグループへ提出してください。

① 助成金交付請求書（本人記入）（様式第1号）

※申請者と助成金振込口座の名義人は同一にしてください。

※接種を受けた本人以外の口座への振り込みは出来ませんのでご注意ください。

② 予防接種領収書（医療機関記入）（様式第2号）

※医療機関が発行する成人用肺炎球菌予防接種に係る支払額が確認できる書類でも可（コピー不可）

③ 医師意見書（医療機関記入）

※過去に定期接種を受けたことがある方又は医師意見書を添付し亀山市成人用肺炎球菌予防接種費用助成を受けたことがある方は医師意見書不要です。

④ 助成金振込口座の通帳のコピー（郵送の場合のみ）

※口座名義人・口座番号がわかるようにコピーしてください。

(3) 後日、助成金を指定された口座に振り込みます。

【その他】

※ゆうちょ銀行へ振込みを希望される場合は、通帳2ページ目の銀行使用欄に【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】の表示があるものに限りさせていただきます。

※申請時には、振込口座の通帳をご持参ください。

※請求者と窓口来所者が異なる場合は、印鑑（認印）をご持参ください。（シャチハタ不可）

【担当】

亀山市総合保健福祉センター
亀山市長寿健康課健康づくりグループ
電話 0595(84)3316

肺炎球菌予防接種を受ける前に

肺炎とは、さまざまな病原菌に感染することで肺に炎症が起こる状態をいいます。現在、日本人の死亡原因第4位で、特に高齢者に多く見られます。この肺炎を予防するには、「十分な休養をとる」「しっかりと手洗い・うがいをする」「バランスのよい食事をとる」など生活習慣に気をつけることが大切です。また、それに加えて、肺炎球菌予防接種が有効といわれています。

肺炎球菌予防接種とは

《 特徴 》

肺炎球菌による肺炎が他の肺炎と異なるのは、重症化しやすいという点です。重症になると呼吸不全を起こし、命にかかわることもあります。

《 有効性 》

肺炎を起こす主な病原菌である肺炎球菌には80種類以上の型があります。肺炎球菌予防接種をすると、その中から感染する可能性の高い種類の型に対して免疫をつけることができるといわれています。

予防接種をした方がよいのは、高齢者や、心臓や腎臓、呼吸器などに慢性疾患がある人などです。

《 副反応 》

注射部位の腫れ・痛み・軽い熱などがみられることがありますが、通常3日程度でおさまります。

接種に関しては、主治医とよく相談してください。